

令和5年第3回

市議会定例会資料



目 次

議案第 6 9 号 関 係	-----	5
議案第 7 0 号 関 係	-----	6
議案第 7 1 号 関 係	-----	9
議案第 7 2 号 関 係	-----	1 0
議案第 7 4 号 関 係	-----	1 1
議案第 7 5 号 関 係	-----	1 5
議案第 7 6 号 関 係	-----	1 9
議案第 7 7 号 関 係	-----	2 8
議案第 7 8 号 関 係	-----	4 3
議案第 7 9 号 関 係	-----	5 0
議案第 8 0 号 関 係	-----	5 7
議案第 8 2 号 関 係	-----	7 5
議案第 8 3 号 関 係	-----	7 6
議案第 8 4 号 関 係	-----	7 7
議案第 8 5 号 関 係	-----	7 8
議案第 8 6 号 関 係	-----	8 4
報告第 2 0 号 ~ 報告第 2 1 号 関 係	-----	8 5

報告第 2 2 号關係	-----	9 3
報告第 2 3 号關係	-----	9 4
報告第 2 4 号關係	-----	9 5
報告第 2 5 号關係	-----	9 6

## 令和5年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第5号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	1,817					1,817
	表彰関係費 (秘書課)		茅ヶ崎市名誉市民の称号を贈ることに伴い、報償費、消耗品費、筆耕翻訳料、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
2	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	412	412				
	予防接種健康被害救済事業費 (健康増進課)		予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣より認定されたことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				

## 令和5年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第6号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 細				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費 市民文化会館関係経費 (文化推進課)	9,117	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						9,117	
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費 体育館管理運営経費 (スポーツ推進課)	10,059	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						10,059	
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費 温水プール管理運営経費 (スポーツ推進課)	4,965	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						4,965	
4	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 介護保険低所得者保険料軽減負担金 返還金 (介護保険課)	494	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						494	
5	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉施設費 しおさい南湖管理経費 (高齢福祉課)	4,132	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						4,132	
6	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 民間保育所運営補助事業費 (保育課)	13,632	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			2,744	5,444		5,444	
7	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 地域型保育運営補助事業費 (保育課)	6,145	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			1,715	2,215		2,215	

## 令和5年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第6号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費 子ども食堂支援事業費 (こども政策課)	11,700	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	11,700						
			子ども食堂支援事業について、国の地域子供の未来応援交付金を活用し、補助対象経費を拡充することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
9	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 風しん予防接種事業費 (健康増進課)	869	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			283			586	
			風しん予防接種事業において、当初の想定を超える接種希望者の増加に伴い、通信運搬費、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
10	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 感染症患者医療費 (保健予防課)	1,313	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	984					329	
			結核医療費の公費負担において、当初の想定を超える公費負担の増加に伴い、扶助費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
11	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費 母子相談事業費 (こども育成相談課)	1,378	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	688				690		
			産後ケア事業について、子ども未来応援基金を活用し、宿泊型サービスの導入、利用者負担割合の軽減及び利用回数の拡充を行うことに伴い、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
12	(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 畜産業費 畜産経営環境保全対策事業費 (農業水産課)	514	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						514	
			市内乳用牛農家を使用するパーンクリーナー(ふん尿処理機器)の部品が経年劣化等により交換が必要となったため、その交換に要する経費の一部を補助することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
13	(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費 道水路境界確定事業費 (建設総務課)	1,290	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,290	
			道水路等と民地の境界を示す境界杭の価格高騰に伴い、消耗品費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
14	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費 消防通信業務管理経費 (指令情報課)	1,914	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					396	1,518	
			消防緊急通信指令システムに係る各署所の端末装置の無停電電源装置において、バッテリーの交換修繕を行うため、修繕料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				

## 令和5年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和5年度 補正第6号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 )	補 正 額	明 説				
	( 事 業 名 目 ) ( 主 管 課 )		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	1,942	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 1,942
	特別支援教育指導関係経費 (学校教育指導課)		機械式車いすを使用する児童・生徒の小・中学校における教育環境を整備するため、階段昇降車を購入することに伴い、委託料、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
16	(款) 予備費 (項) 予備費 (目) 予備費	19,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 19,000
	予備費 (財政課)		緊急やむを得ない事象が発生した際に迅速に対応するため、予備費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				

## 令和5年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和5年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	明 説				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 一般管理経費 (保険年金課)	29,288	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			29,288				
			<p>出産する被保険者の産前産後の期間に係る保険料を免除する制度の導入に向けたシステム改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。</p> <p style="text-align: center;">*決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)</p>				
2	(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 一般被保険者保険料還付金及び還付加算金 過年度保険料還付金及び還付加算金 (保険年金課)	21,739	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						21,739	
			<p>他の健康保険等との重複加入者に対する国民健康保険料の還付が増加し、過年度保険料還付金等に不足が見込まれるため、償還金利子及び割引料を増額するもの。</p> <p style="text-align: center;">*決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)</p>				

## 令和5年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和5年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 目 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金 介護保険運営基金積立金 (介護保険課)	323,019	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						323,019	
			保険給付等の財源として収入した介護保険料のうち、保険給付等への充当がなされなかったもの等について介護保険運営基金に積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				
2	(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金 償還金 (介護保険課)	137,660	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						137,660	
			令和4年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年7月25日)				

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会を廃止するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会は、廃止することとした。（別表関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）
- (3) この条例は、令和5年10月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市   長	略	略	略	市   長	略	略	略
	<u>茅ヶ崎市技能者 表彰審査委員会</u>	<u>技能者の表彰に関する事項に つき市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申する こと。</u>	<u>7人以内</u>		<u>茅ヶ崎市技能者 表彰審査委員会</u>	<u>技能者の表彰に関する事項に つき市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申する こと。</u>	<u>7人以内</u>
	略	略	略		<u>茅ヶ崎市道の駅 整備運営事業者 選定委員会</u>	<u>道の駅の整備及び運営を行う 事業者の選定に関する事項に つき市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を答申する こと。</u>	<u>7人以内</u>
略	略	略	略	略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
技能者表彰審査委員会委員	略	略	技能者表彰審査委員会委員	略	略
			道の駅整備運営事業者選定委員会委員	日額	10,000円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正後のもの）

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○茅ヶ崎市附属機関設置条例

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

○茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

（報酬）

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 年額で定める報酬は年度末に、月額で定める報酬はその月の21日までに、日額で定める報酬は職務に従事した都度支給する。ただし、特別の事情があるときは、年額で定める報酬は分割して、日額で定める報酬は一括して支給することができる。

3 年額で定める報酬は、年の中途において就職し、又は退職し、若しくは死亡した場合は、その者の在職期間に応じて月割計算によって支給する。この場合において、1月未満の端数は1月とする。

4 月額で定める報酬は、就職した場合はその日から日割計算によって支給し、退職し、又は死亡した場合はその月分の全額を支給する。

5 任期満了により退職した者が再び就職した場合における前2項の規定の適用については、引き続き在職したものとみなす。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を廃止するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会は、廃止することとした。（別表関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）
- (3) この条例は、令和5年10月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市  長	略	略	略	市  長	略	略	略
	茅ヶ崎市廃棄物 減量等推進審議 会	<u>一般廃棄物の減量化、資源化 及び適正処理に関する事項そ の他市長が必要と認める事項 につき市長の諮問に応じて調 査審議し、その結果を答申し 、又は建議すること。</u>	15人以内		茅ヶ崎市廃棄物 減量等推進審議 会	<u>一般廃棄物の減量化、資源化 及び適正処理に関する事項そ の他市長が必要と認める事項 につき市長の諮問に応じて調 査審議し、その結果を答申し 、又は建議すること。</u>	15人以内
	略	略	略		茅ヶ崎市粗大ご み処理施設整備 運営事業者選定 委員会	<u>粗大ごみ処理施設の整備及び 運営を行う事業者の選定に関 する事項につき市長の諮問に 応じて調査審議し、その結果 を答申すること。</u>	5人以内
略	略	略	略	略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)		
別表第1 (第1条関係)			別表第1 (第1条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
廃棄物減量等推進審議会委員	略	略	廃棄物減量等推進審議会委員	略	略
略			粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員	日額	10,000円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正後のもの）

第三百十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○茅ヶ崎市附属機関設置条例

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

○茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

（報酬）

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 年額で定める報酬は年度末に、月額で定める報酬はその月の21日までに、日額で定める報酬は職務に従事した都度支給する。ただし、特別の事情があるときは、年額で定める報酬は分割して、日額で定める報酬は一括して支給することができる。

3 年額で定める報酬は、年の中途において就職し、又は退職し、若しくは死亡した場合は、その者の在職期間に応じて月割計算によって支給する。この場合において、1月未満の端数は1月とする。

4 月額で定める報酬は、就職した場合はその日から日割計算によって支給し、退職し、又は死亡した場合はその月分の全額を支給する。

5 任期満了により退職した者が再び就職した場合における前2項の規定の適用については、引き続き在職したものとみなす。

## 茅ヶ崎市手数料条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

旅館業法の改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における当該旅館業を営む者の地位の承継に係る承認の申請に対する審査についての事務の手数料の金額を定める等のため提案する。

## 2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

(2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第3項及び第4項並びに第5条第1項

## 3 条例の概要

## (1) 茅ヶ崎市手数料条例関係

旅館業を営む者が旅館業を譲渡する場合における当該旅館業の譲渡及び譲受けについての承認の申請に対する審査についての事務の手数料の金額は、7,430円とすることとした。（別表第1関係）

## (2) 旅館業法施行条例関係

所要の規定を整備することとした。（第2条、第3条、第5条関係）

(3) この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行することとした。



号に定める者とする。

(1)

↳ 略

(4)

(宿泊拒否の事由)

第5条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

号に定める者とする。

(1)

↳ 略

(4)

(宿泊拒否の事由)

第5条 法第5条第3号\_\_\_\_\_の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

茅ヶ崎市手数料条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○旅館業法（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）第1条の規定による改正後のもの）

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不相当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。
  - 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
  - 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
  - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
  - 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
  - 七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
  - 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。
  - 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの
- 4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。
- 第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。
- 2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。
- 第三条の三 営業者たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。
- 2 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。
- 第三条の四 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認

について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

○茅ヶ崎市手数料条例

(徴収すべき事務及び金額)

第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

令和五年六月十四日（号外第百二十五号）公布  
法律第五十二号（生活衛生関係営業等の事業活動  
の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法  
等の一部を改正する法律）  
（印刷誤り）  
一八上四〇五「同条第三号を同条第五号とし  
」を削る。

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五条中「左の各号の二」を「一次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「伝染性の疾病にかかつていると明らかに認められる」を「特定感染症の患者等である」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「とばく」を「賭博」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

第五条に次の一項を加える。  
2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようになるものとする。

第五条の次に次の一条を加える。  
第五条の二 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第六条第一号中「職業」を「連絡先」に改める。  
第十一条第一号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

（食品衛生法の一部改正）  
第二条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。  
第五十六条第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は許可営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（理容師法の一部改正）  
第三条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。  
第十一条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした理容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（興行場法の一部改正）  
第四条 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条の二第一項中「について」を「が当該興行場営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該興行場営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（公衆浴場法の一部改正）  
第五条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）の一部を次のように改正する。  
第二条の二第一項中「について」を「が当該浴場営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該浴場営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（美容師法の一部改正）  
第七条 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。  
第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした美容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正）  
第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。  
第七条第一項中「について」を「が当該食鳥処理の事業を譲渡し、又は食鳥処理業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該事業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）  
第二条 政府は、第一条の規定による改正後の旅館業法（以下この条及び次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項の規定による協力の求め（同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項及び次条第三項において同じ。）の施設における特定感染症（新旅館業法第二条第六項に規定する特定感染症をいう。）のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、過去に旅館業の施設において第一条の規定による改正前の旅館業法第五条の規定の運用に関しハンセン病の患者であつた者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、新旅館業法第五条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（旅館業法の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）は、当分の間、新旅館業法第三条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

2 営業者（新旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。）は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。）を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。

3 新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅館業の施設に宿泊を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者（施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。）については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）  
第二条 政府は、第一条の規定による改正後の旅館業法（以下この条及び次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項の規定による協力の求め（同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項及び次条第三項において同じ。）の施設における特定感染症（新旅館業法第二条第六項に規定する特定感染症をいう。）のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、過去に旅館業の施設において第一条の規定による改正前の旅館業法第五条の規定の運用に関しハンセン病の患者であつた者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、新旅館業法第五条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十二号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律

第一條 (旅館業法の一部改正)

第二條に次の一項を加える。

6 この法律で「特定感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六條第二項に規定する一類感染症（第四條の二第一項第二号及び第二項第一号において単に「一類感染症」という。）

二 感染症法第六條第三項に規定する二類感染症（第四條の二第一項第二号及び第二項第一号において単に「二類感染症」という。）

三 感染症法第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第四條の二第一項第二号及び第二項第二号において単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）

四 感染症法第六條第八項に規定する指定感染症であつて、感染症法第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九條若しくは第二十條又は第四十四條の三第二項の規定を準用するもの（第四條の二第一項第二号及び第二項第三号において単に「指定感染症」という。）

五 感染症法第六條第九項に規定する新感染症（第四條の二第一項第二号及び第二項第二号において単に「新感染症」という。）

第三條の四に次の一項を加える。

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

第三條の四を第三條の五とし、第三條の三を第三條の四とする。  
第三條の二第一項中「前條第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者」に改め、同條第二項中「前條第二項」を「第三條第二項」に改め、同條を第三條の三とし、第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二 前條第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

2 前條第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同條第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

第四條の次に次の一條を加える。  
第四條の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力  
イ 当該者が次條第一項第一号に該当するかどうかを明らかにしない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八條（感染症法第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者を含む。）をい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがある者として厚生労働省令で定める者を除く。次條第一項第一号において同じ。前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2 前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間（特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間）とする。

一 一類感染症及び二類感染症 感染症法第十六條第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、同項の規定により国内での発生がなくなつた旨の公表が行われたまでの間

二 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 感染症法第四十四條の二第一項又は第四十四條の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、感染症法第四十四條の二第三項の規定による公表又は感染症法第五十三條第一項の政令の廃止が行われるまでの間

三 指定感染症 感染症法第四十四條の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九條若しくは第二十條又は第四十四條の三第二項の規定が準用されたときから、感染症法第四十四條の七第三項の規定による公表が行われ、又は当該感染症について感染症法第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九條及び第二十條並びに第四十四條の三第二項の規定が準用されなくなるときまでの間

3 厚生労働大臣は、第一項第一号及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

## 茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正を踏まえ、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請を移動端末設備を使用してできるようにすることにより、市民の利便の向上を図るため提案する。

## 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

## 3 条例の概要

- (1) 印鑑登録者は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を使用して、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付申請をすることができることとした。（第16条関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（茅ヶ崎市の電子情報処理組織と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号が記録されていないものを除く。）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を使用して、多機能端末機（茅ヶ崎市の電子情報処理組織と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p>

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○電気通信事業法

(登録の更新)

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

一 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。

二 第九条の登録を受けた者（第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）又は第二種指定電気通信設備（第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。第四項第二号ハ及び第三十条第一項において同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。以下この項において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。

イ その特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。

ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。以下この項において同じ。）の全部又は一部を承継したとき。

ハ その特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

三 第九条の登録を受けた者の特定関係法人が、次のいずれかに該当するとき（当該同条の登録を受けた者の特定関係法人が引き続いて当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。）。

イ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者（当該同条の登録を受けた者を除く。

ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。）をしたとき。

ロ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

四 第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項第二号	登録年月日及び	登録及びその更新の年月日並びに
前条第一項	各号	各号(第二号にあつては、この法律に相当す

		る外国の法令の規定に係る部分に限る。)
	五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者	五 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者 六 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第六項に規定する体制の整備を含む。)が行われていないと認められる者 七 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項に規定する期間内に当該申請に対する処分がされないときは、第九条の登録は、当該期間の経過後も当該処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。
  - イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロ及びハにおいて同じ。)であること。
  - ロ 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等であること。
  - ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等(当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。)であること。
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係

二 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。

- イ 第一種指定電気通信設備
- ロ 第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)の電気通信設備(移動端末設備(利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。))を除く。))と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体(イに掲げるものを除く。))のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

- ハ 第二種指定電気通信設備
- ニ その一端が特定移動端末設備(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この号及び第三十四条第一項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体(ハに掲げるものを除く。))のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第49条の規定による改正後のもの)

(個人番号カード用署名用電子証明書の発行)

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書(署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であって、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)に記録するもの(以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

- 2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。
- 3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「署名利用者確認」という。)をするものとし、署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。
- 4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれに対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。
- 5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。
- 7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード用署名用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。
- 8 第五項の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行)

第十六条の二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であって、移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。)に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの(以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

- 2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。
- 3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カ

ード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

- 4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。
- 7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）であって、個人番号カードに記録するもの（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

- 2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。
- 3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「利用者証明利用者確認」という。）をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。
- 4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。
- 5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。
- 7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を第四項の個人番号カードに記録して申請者に提供するものとする。
- 8 第五項の規定による申請書内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気

通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第三十五条の二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者（当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限り。）は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であって、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

- 2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。
- 3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。
- 7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。
- 8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであって行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識

別するために指定されるものをいう。

6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

#### ○茅ヶ崎市印鑑条例

（印鑑登録証明書の交付申請）

第15条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年四月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百六十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令  
内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第二十七号)附則第一条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「法」という。附則第一条第七号に掲げる規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 法第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。及び附則第二十九条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十五第三項の改正規定に限る。の規定 令和五年五月八日)

- 二 法第二十七条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。及び第四十九条並びに附則第十五条 第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十九条及び第四十三条の規定 令和五年五月十一日)

内閣総理大臣 岸田 文雄  
総務大臣 松本 剛明

第六十一条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項を次のように改める。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付するものとする。

第三十一條に次の一項を加える。

3 前項の規定による交付は、第一項の規定による届出が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

第三十五條の見出し中「変更登録等」を「登録証の書換交付等」に改め、同条中「記載事項の変更を受けようとする者及び登録証」を「書換交付又は」に改める。

第三十七條第一項中「第三十三條及び」を「及び第二項、第三十三條並びに」に、「第三十三條中」を「第二項並びに第三十三條中」に改め、同条第二項中「が登録」を「が登録(変更の登録を含む)」に、「公認心理師の登録」を「当該登録」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五條、第四十七條及び第五十五條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日

二 附則第十八條(戸籍法第二百二十九條の改正規定を除く。)及び第五十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五條の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二條の三の改正規定に限る。)の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

三 附則第七條第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七條、第三十五條、第四十四條、第五十條及び第五十八條並びに次条、附則第三條、第五條、第六條、第七條(第三項を除く。)、第十三條、第十四條、第十八條(戸籍法第二百二十九條の改正規定(「戸籍」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條、第二十七條、第二十九條(住民基本台帳法第三十條の十五の三項の改正規定を除く。)、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十五條まで、第四十條、第四十二條、第四十四條から第四十六條まで、第四十八條、第五十條から第五十二條まで、第五十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五條の第二項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二條の三の改正規定を除く。)、第五十五條(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第十一号)第三十五條の改正規定(二条例を含む。))を削る部分に限る。)、第五十六條、第五十八條、第六十四條、第六十五條、第六十八條及び第六十九條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 附則第三十七條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

六 附則第八條第二項及び第九條第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七條(住民基本台帳法第二十四條の二の改正規定及び同法第三十條の十五の三項の改正規定に限る。)、第四十八條(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一條の二を同法第七十一條の三とし、同法第七十一條の次に一條を加える改正規定を除く。)、第四十九條及び第五十一條並びに附則第九條(第三項を除く。)、第十條、第十五條、第十八條(戸籍法第二百二十九條の改正規定(「戸籍」の下に「正本及び」を加える部分に限る。))に限る。)、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條(住民基本台帳法第三十條の十五の三項の改正規定に限る。)、第三十九條、第四十三條、第四十七條、第四十九條、第五十四條、第五十五條(がん登録等の推進に関する法律第三十五條の改正規定(二条例を含む。))を削る部分に限る。))に限る。)、第五十七條、第六十六條及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八 第五十五條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七の項の改正規定に限る。))の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日

九 附則第十七條及び第四十一條の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一條第十号に掲げる規定の施行の日

十 第二十八條、第三十四條、第三十六條、第四十條、第五十六條及び第六十一條の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(行政機関の保有する個人情報に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止) 第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置) 第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という。))第七條若しくは第四十四條の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。))第八條若しくは第四十四條の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二條第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧行政機関個人情報」という。))若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四條の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等(以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という。))又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二條第二項に規定する個人情報(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という。))若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四條の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等(以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という。))の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二條第一項に規定する行政機関(以下この条において「旧行政機関」という。))の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政機関の職員であつた者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者



2 第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)  
 第十六条の十 第十六条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、第十六条の八第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)  
 第十六条の十一 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)  
 第十六条の十二 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号(機構が当該移動端末設備用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録)  
 第十六条の十三 機構は、第十五条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書失効に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の失効)  
 第十六条の十四 移動端末設備用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第十六条の十の規定により移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第十六条の十一の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 三 機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
- 四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。
- 五 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)  
 第十六条の十五 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備用署名用電子証明書失効情報第十六条の十の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第十六条の十三の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書

第二十二條の見出しを「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行」に改め、同条第一項中「の発行」を「であつて、個人番号カードに記録するもの(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。の発行)」に改め、同条第二項中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を削り、同条第四項中「当該申請者の」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、その他の主務省令で定める電磁的記録媒体」を削り、同条第五項中「及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、同条第六項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第七項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第八項中「及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第二十一条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の第十四第一項」を加え、同条第三項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の第十四第一項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第四項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の第十四第一項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていることを確認したとき」にあっては個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の第十四第一項の規定により効力を失っていることを確認したとき」にあっては移動端末設備用署名用電子証明書に係るものに限る。」を加える。

第二章第一節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の一款を加える。

第二款 移動端末設備用署名用電子証明書

第十六条の二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であつて、移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。  
8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用符号の適切な管理)

第十六条の三 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間)  
第十六条の四 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書の二重発行の禁止)  
第十六条の五 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の第十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)  
第十六条の六 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で主務省令で定めるもの

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項

四 その他主務省令で定める事項

(移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録)  
第十六条の七 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書（当該移動端末設備用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「移動端末設備用署名用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請)  
第十六条の八 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、当該移動端末設備用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは「署名用電子証明書」と、同項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項又は第十六条の第十四第一項」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「申請者の使用に係る電子計算機」と、「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

3 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに第一項の申請をしなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用符号の漏えい等があつた旨の届出)  
第十六条の九 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用符号を記録した第十六条の二第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

第五十二条第一項中「第十九条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同条第四項中「第二十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「受領した回答を」を「第二十条第一項の規定により受けた回答を」に、「受領した回答の」を「当該回答の」に改め、同条に次の二項を加える。

5 署名検証者及び署名確認者は、特定署名用電子証明書記録情報の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項又は第二十条第五項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報を利用するものとし、これらの規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

6 団体署名検証者は、第二十条第五項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うため必要な範囲内で、当該特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該提供以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第五十四条第三項及び第五十六条第二項中「受領した回答」を「受領した回答等」に改める。  
第六十七条第一項第三号の次に次の一号を加える。  
三の二 第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務  
第六十七条第一項第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。  
第七十一条の二を第七十一条の三とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む）及び第七項並びに第二十二條第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む）及び第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十九條 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 署名用電子証明書（第三条―第十六条）」を「第一款 個人番号カード用署名用電子証明書（第三条―第十六条）」を、第二款 移動端末設備用署名用電子証明書（第十六条の二―第十六条の十五）」を「第二款 署名検証者等」を「第三款 署名検証者等」に、「第一款 利用者証明用電子証明書（第二十二條―第三十五條）」を「第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第二十二條―第三十五條）」を、「第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第三十五條の二―第三十五條の十五）」に、「第二款 利用者証明検証者」を「第三款 利用者証明検証者」に改める。  
第二章第一節第一款の款名を次のように改める。

第十條 個人番号カード用署名用電子証明書  
第三条の見出しを「個人番号カード用署名用電子証明書の発行」に改め、同条第一項中「の発行」を「であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行」に改め、同条第二項中「住所とする」の下に「以下同じ」を加え、同条第四項中「当該申請者の」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十二條第四項及び第三十八條の二第一項において同じ。」その他の主務省令で定める

電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を削り、同条第五項中「及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同条第六項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第七項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第八項中「及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第四條の見出しを「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理」に改め、同条中「署名利用者」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者」を「署名利用者」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」に改め、「その他」の下に「当該」を加える。

第五條（見出しを含む）中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。  
第六條の見出しを「個人番号カード用署名用電子証明書の二重発行の禁止」に改め、同条中「署名利用者」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者」に係る署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第一号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第七條の見出しを「個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項」に改め、同条中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第一号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二号中「署名利用者検証符号及び」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び」に改め、同条第三号中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を削る。

第八條の見出しを「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録」に改め、同条中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「当該署名用電子証明書」を「当該個人番号カード用署名用電子証明書」に、「署名用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」に改め、「電磁的記録媒体」の下に「電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。」を加える。

第九條の見出しを「個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請」に改め、同条第一項中「署名利用者」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は」に、「署名利用者」に係る署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「署名利用者」を「署名利用者」に改め、同条第三項中「署名利用者は、前項」を「署名利用者」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第三項中「署名利用者は、前項」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項」に改める。

第十條の見出しを「署名利用者符号」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者」に改め、同条第一項中「署名利用者」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者」に改め、同条第二項中「署名利用者」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者」に改め、同条第三項中「署名利用者」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る第十六条の二第一項に規定する移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができ、この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の同条第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第三十七号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなれば」を「記名しなれば」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなれば」を「記名しなれば」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

## 茅ヶ崎市障害児通所施設条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

日中一時的に監護を受けることができない児童に対して活動の場を提供し、見守り、集団生活に適応するための訓練その他の支援を行う日中一時支援事業の利用者の減少に鑑み、当該事業を行う事業所を集約するため提案する。

## 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第9項

## 3 条例の概要

- (1) かめっこくらは、廃止することとした。（第2条関係）
- (2) 保護者の就労、休息その他の理由により日中一時的に監護を受けることができない児童の通所施設の利用に係る利用料金の額を定めることとした。（第13条関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第3条、第10条、第11条関係）
- (4) 所要の規定を整備することとした。（第12条関係）
- (5) この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市障害児通所施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前										
<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設として茅ヶ崎市障害児通所施設（以下「通所施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">つつじ学園</td> <td style="text-align: center;">茅ヶ崎市松が丘二丁目8番51号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>通所施設</u> は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）を行う事業</p> <p>(2) <u>第10条第3号及び第4号</u>に掲げる児童に対して、当該施設において活動の場を提供し、見守り、集団生活に適應するための訓練その他の支援を行う事業</p> <p>(通所することができる者)</p> <p>第10条 <u>通所施設</u> に通所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童発達支援に係る通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。）を受けた保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の児童</p> <p>(2) 法第21条の6の規定による児童発達支援の措置の決定を受けた児童</p> <p>(3) 市内に居住地を有する中学校就学の始期に達するまでの障害児であって、保護者の就労、休息その他の理由により日中一時的に監護を受けることができないもの</p>	名称	位置	つつじ学園	茅ヶ崎市松が丘二丁目8番51号	<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設として茅ヶ崎市障害児通所施設（以下「通所施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">つつじ学園</td> <td style="text-align: center;">茅ヶ崎市松が丘二丁目8番51号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>かめっこくらぶ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>茅ヶ崎市東海岸北三丁目7番44号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>つつじ学園</u> は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）を行う事業</p> <p>(2) <u>第10条第1項第3号</u> に掲げる児童に対して、当該施設において活動の場を提供し、見守り、集団生活に適應するための訓練その他の支援を行う事業</p> <p><u>2 かめっこくらぶ</u>は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) <u>前項第2号</u>に掲げる事業</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業</p> <p>(通所することができる者)</p> <p>第10条 <u>つつじ学園</u> に通所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 児童発達支援に係る通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。）を受けた保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の児童</p> <p>(2) 法第21条の6の規定による児童発達支援の措置の決定を受けた児童</p> <p>(3) 市内に居住地を有する中学校就学の始期に達するまでの障害児であって、保護者の就労、休息その他の理由により日中一時的に監護を受けることができないもの</p>	名称	位置	つつじ学園	茅ヶ崎市松が丘二丁目8番51号	<u>かめっこくらぶ</u>	<u>茅ヶ崎市東海岸北三丁目7番44号</u>
名称	位置										
つつじ学園	茅ヶ崎市松が丘二丁目8番51号										
名称	位置										
つつじ学園	茅ヶ崎市松が丘二丁目8番51号										
<u>かめっこくらぶ</u>	<u>茅ヶ崎市東海岸北三丁目7番44号</u>										

(4) 前号に掲げる者のほか、保護者の就労、休息その他の理由により日中一時的に監護を受けることができない障害児であつて、通所施設に通所することが特に必要であると市長が認めるもの

(通所の承認)

第11条 通所施設 に通所しようとする児童のうち前条第4号に掲げる児童

の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(通所の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、前条の規定により通所の承認を受けた保護者の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、通所の承認を取り消し、又は通所を休止させることができる。

(1) 疾病にかかり通所施設 に通所している他の児童に影響を及ぼすおそれがあるとき

(2) 略

(利用料金)

第13条 通所施設に通所する児童(第10条第2号に掲げる児童を除く。)の保護者は、通所施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第10条第1号に掲げる児童 法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該児童発達支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。))を除く。))の額を超えるときは、当該現に児童発達支援に要した費用の額)に通所特定費用の額を加えた額

(2) 第10条第3号及び第4号に掲げる児童 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 通所施設の利用に要する費用 次に掲げる利用時間の区分に応じ、それぞれに定める額

(イ) 利用時間が2時間未満のとき 2, 800円

(i) 利用時間が2時間以上4時間未満のとき 4, 000円

(v) 利用時間が4時間以上6時間未満のと

2 かめっこくらぶに通所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前項第3号に掲げる児童

(2) その他市長が特に必要があると認める児童(通所の承認)

第11条 かめっこくらぶに通所しようとする児童(前条第2項第2号に掲げる児童に限る。)

の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(通所の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、前条の規定により通所の承認を受けた保護者の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、通所の承認を取り消し、又は通所を休止させることができる。

(1) 疾病にかかりかめっこくらぶに通所している他の児童に影響を及ぼすおそれがあるとき

(2) 略

(利用料金)

第13条 通所施設に通所する児童(第10条第1項第2号に掲げる児童を除く。)の保護者は、通所施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第10条第1項第1号に掲げる児童にあつては、法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該児童発達支援に要した費用(同条第1項に規定する内閣府令で定める費用(以下「通所特定費用」という。))を除く。))の額を超えるときは、当該現に児童発達支援に要した費用の額)に通所特定費用の額を加えた額

(2) 第10条第1項第3号及び第2項各号に掲げる児童にあつては、前号に規定する額を基準として市長が定める額

き 4,800円

(エ) 利用時間が6時間以上のとき 6,000円

イ 児童の迎え又は送りに要する費用 1回につき540円

3 略

3 略

茅ヶ崎市障害児通所施設条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

- ② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。
- ③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。
- ④ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- ⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。
- ⑥ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。
- ⑦ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。
- ⑧ この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を定めた計画（以下「障害児支援利用計画案」という。）を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定（次項において「通所給付決定」という。）又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定（次項において「通所給付決定の変更の決定」という。）（以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の内閣府令で定める事項を記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。
- ⑨ この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。）が適切であるかどうかにつき、内閣府令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。
- 一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと
  - 二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

② 障害児通所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額

二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第二十一条の五の五 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費（以下この款において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村の障害児通所給付費等を支給する旨の決定（以下「通所給付決定」という。）を受けなければならない。

② 通所給付決定は、障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

第二十一条の六 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費（第五十六条の六第一項において「介護給付費等」という。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例及び茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4条及び第34条

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例関係

引用条項を改めることとした。（第6条関係）

(2) 茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例関係

引用条項を改めることとした。（第12条関係）

(3) この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例及び茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)                      (議会の同意を要する賠償責任の免除)                      第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u>第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)                      第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u>第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>
<p>(茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)                      (議会の同意を要する賠償責任の免除)                      第12条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u>第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)                      第12条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u>第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例及び茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方公営企業法（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第7条の規定による改正後のもの）

（地方公営企業の設置）

第四条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

（職員の賠償責任）

第三十四条 地方自治法第二百四十三条の二の八の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第八項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第二百四十三条の二の八第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

○地方自治法（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正後のもの）

（職員の賠償責任）

第二百四十三条の二の八 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公

共団体の議会の議決を要しない。

- 7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。
- 8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。
- 9 第三項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。
- 11 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 12 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 13 普通地方公共団体の長は、第十一項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 14 第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

4 前二項の規定は、附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三條の二の規定において新法第二百四十三條の二から第二百四十三條の二の六までの規定を準用する場合について準用する。  
（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（児童福祉法の一部改正）

第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第六十二条の六第一号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条

二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の三第二項及び第六十一条第一項

（生活保護法の一部改正）

第六条 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七十八條の三を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第七条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

第三十三條の二を次のように改める。

（公金の徴収等の委託）

第三十三條の二 地方自治法第二百四十三條の二から第二百四十三條の二の六までの規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託について準用する。この場合において、同法第二百四十三條の二の四第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るもの（指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものに限る。）」と、同法第二百四十三條の二の六第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るものとして政令で定めるもの」と、同条第三項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と読み替えるものとする。

第三十四條中「第二百四十三條の二の二」を「第二百四十三條の二の八」に、「第二百四十三條の二の二第三項」を「第二百四十三條の二の八第三項」に改める。

第三十九條第三項ただし書中「第二百四十三條の二の二第三項」を「第二百四十三條の二の八第三項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第八条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十條の二中「政令の定めるところにより、私人」を「地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定により指定する者」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第九条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の十六」を「第五十一条の十五」に改める。

第五十一条の十六を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三の項及び別表第四の四の三の項中「同条第七項若しくは第八項」を「同条第六項若しくは第七項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第十一条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五十六条第七項各号又は第八項各号」を「第五十六条第六項各号又は第七項各号」に改める。

第二十二条第一項中「第五十六条第七項若しくは第八項」を「第五十六条第六項若しくは第七項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一百零四条中「政令で定めるところにより、私人」を「地方自治法第二百四十三條の二第一項の規定により指定する者」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第十三条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正）

第十四条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「第二百四十三條の二の二第二項」を「第二百四十三條の二の八第一項」に、「第二百四十三條の二の二第三項」を「第二百四十三條の二の八第三項」に改める。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第十五条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（地方公共団体の議会）

第十七条第五項及び第二十一条第一項中「及び裁判所」を「裁判所及び地方公共団体の議会」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十六条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九條の二第五項中「第二百四十三條の二第二項」を「第二百四十三條の二の七第二項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十七条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第七項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四十七條中「第二百四十三條の二、第二百四十三條の二の二第一項」を「から第二百四十三條の二の七まで、第二百四十三條の二の八第一項」に、「第二百四十三條の二第二項」を「第二百四十三條の二の七第一項」に改める。

第五十四條第一項中「第二百四十三條の二第一項」を「第二百四十三條の二の七第一項」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第十八条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

（地域再生法の一部改正）

第十七條の八第八項を削る。

- 7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。
- 8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならぬ。
- 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。
- 2 指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務  
第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 2 指定公金事務取扱者の指定の取消し  
第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
  - 一 第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
  - 二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
  - 三 前条第二項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。
- (公金の徴収の委託)  
第二百四十三条の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。
- 2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。
- 3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。
- 4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならない。

- (公金の収納の委託)  
第二百四十三条の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。
  - 一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの
  - 二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるところ以外のもの
- 2 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第二百三十一条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。
- (公金の支出の委託)  
第二百四十三条の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその支出に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者（歳入の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。
- 3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。
- 第二百八十七条の二第七項中「及び第七節」を「第七節及び第十二節」に、「とあり、並びに」を「とあり」に改め、「規定中「議会」の下に「とあり、並びに」を「第二百三十八条の二第一項及び第二項中「議会等」を加え、同条第十項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改める。

附則

- (施行期日)  
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第八十九条及び第九十四条の改正規定並びに次条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)  
第二条 この法律による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百三十一条の二の三第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。
- 2 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。
- 3 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年五月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十九号

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」を「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」に改める。

第八十九条中「普通地方公共団体に」の下に「、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される」を加え、同条に次の二項を加える。

普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十四条中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第九十五条中「報告書」を「状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」をもつて」に、「提出する」を「報告する」に改める。

第九十六条中「又は議長」の下に「(第九十五条の二第一項及び第二項において「議会等」という。)」を加える。

第二百三十三条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削り、同条第四項中「に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)」を削る。

第二百三十八条の二を第二百三十八条の二とする。

第二百三十八条の二を第二百三十八条の二とする。

第二百三十八条の二を第二百三十八条の二とする。

第二百三十八条の二を第二百三十八条の二とする。

第二百三十八条の二を第二百三十八条の二とする。

第二百三十八条の二を第二百三十八条の二とする。

議会等が行う通知のうちこの章(第二百三十三条第四項を除く。)の規定において文書等により行うことが規定されているもの(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。)については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第二百三十三条の二第四項中「期末手当」の下に「又は勤勉手当」を加え、同条第五項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第二百三十一条の二の第三項中「所在地」の下に「指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等」を加える。

第二百三十一条の二の第六項中「含む」の下に「第二百四十三条の二の第二項において同じ」を加える。

第二百四十二条の二第一項第四号ただし書中「第二百四十三条の二の第二項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二百四十三条中「法律又は」を「法律若しくは」に改め、「場合」の下に「又は次条第一項の規定により委託する場合」を加え、「行なわすては」を「行わすては」に改める。

第二百四十三条の二の二を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二を第二百四十三条の二の七とし、第二百四十三条の次に次の六条を加える。

(指定公金事務取扱者)  
第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするとき限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

## 茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に鑑み、位置、構造及び管理の基準に係る蓄電池設備の範囲を改める等のため提案する。

## 2 根拠法規

消防法（昭和23年法律第186号）第9条

## 3 条例の概要

- (1) キュービクル式の変電設備以外の変電設備についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保たなければならないこととした。（第18条関係）
- (2) 位置、構造及び管理の基準に係る蓄電池設備の範囲は、蓄電池容量により区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものはこれらの基準を適用しないこと等とした。（第20条関係）
- (3) 蓄電池設備のうち蓄電池容量が20キロワット時以下のものについて、設置の届出を要しないこととした。（第64条関係）
- (4) 固体燃料を使用するちゅう房設備について、建築物等及び可燃性の物品との離隔距離の制限を緩和することとした。（別表第1関係）
- (5) 規定を整備することとした。（第3条、第18条の2関係）
- (6) この条例は、令和6年1月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第1の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 略</p> <p>(2) } 略</p> <p>(7)</p> <p>(8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、<u>破損し、又は亀裂を生じない</u>構造とすること。</p> <p>(9) } 略</p> <p>(19)</p> <p>2 } 略</p> <p>5</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第1の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 略</p> <p>(2) } 略</p> <p>(7)</p> <p>(8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、<u>き裂し、又は破損しない</u> 構造とすること。</p> <p>(9) } 略</p> <p>(19)</p> <p>2 } 略</p> <p>5</p>

(変電設備)

第18条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)

↳ 略

(3)

(4) \_\_\_\_\_建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(5)

↳ 略

(12)

2 略

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第4号及び第7号から第12号までの規定を準用する。

(急速充電設備)

第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)

↳ 略

(3)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)

(変電設備)

第18条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)

↳ 略

(3)

(4) キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(5)

↳ 略

(12)

2 略

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第4号及び第7号から第12号までの規定を準用する。

(急速充電設備)

第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)

↳ 略

(3)

(4) 雨水等 \_\_\_\_\_の浸入防止の措置を講ずること。

(5)

略

(19)

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

(蓄電池設備)

第20条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、破損し、又は亀裂を生じない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号並びに第18条第1項第1号、第3号から第8号まで及び第11号の規定を準用する。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号、第18条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第18条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)

略

略

(19)

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

(蓄電池設備)

第20条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としなければならないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号並びに第18条第1項第1号、第3号から第8号まで及び第11号の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号、第18条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びにこの条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)

略

- (15)
- (16) 蓄電池設備 (蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)
- (17) 略
- (18) 略

別表第 1 (第 3 条、第 27 条関係)

種類				離隔距離 (センチメートル)					
				入力	上方	下方	前方	後方	
略				略	略	略	略	略	
ちゅう房設備	略			略	略	略	略	略	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの			使用温度が摂氏 800 度以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が摂氏 300 度以上摂氏 800 度未満のもの	—	150	100	200	100

- (15)
- (16) 蓄電池設備
- (17) 略
- (18) 略

別表第 1 (第 3 条、第 27 条関係)

種類		離隔距離 (センチメートル)					
		入力	上方	下方	前方	後方	
略		略	略	略	略	略	
ちゅう房設備	略		略	略	略	略	
	上記に分類されないもの	使用温度が摂氏 800 度以上のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が摂氏 300 度以上摂氏 800 度未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が摂氏 300 度未満のもの	—	100	50	100	50

		<u>度未満のもの</u>				
		<u>使用温度が摂氏300度未満のもの</u>	二	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>100</u> <u>50</u>
略			略	略	略	略

略			略	略	略	略

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例参照条文

○消防法

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）第2条の規定による改正後のもの）

（対象火気設備等の種類）

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

- 一 炉
- 二 ふろがま
- 三 温風暖房機
- 四 厨房設備
- 五 ボイラー
- 六 ストープ（移動式のものを除く。以下同じ。）
- 七 乾燥設備
- 八 サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。）
- 九 簡易湯沸設備（入力が十二キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。）
- 十 給湯湯沸設備（簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。）
- 十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）
- 十二 ヒートポンプ冷暖房機
- 十三 火花を生ずる設備（グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。以下同じ。）
- 十四 放電加工機（加工液として法第二条第七項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）
- 十五 変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。）
- 十六 内燃機関を原動力とする発電設備
- 十七 蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。以下同じ。）
- 十八 ネオン管灯設備
- 十九 舞台装置等の電気設備（舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備をいう。以下同じ。）
- 二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車）をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(振動又は衝撃に対する構造)

第十二条 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等（建築設備を除く。）は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

- 一 地震その他の振動又は衝撃により容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じないものとする。
- 二 気体燃料又は液体燃料を使用するものの配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、その接続部分をホースバンド等で締め付ける場合に限り、差し込み接続とすることができる。
- 三 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び舞台装置等の電気設備にあっては、その変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 四 燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備の発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 五 ヒートポンプ冷暖房機にあっては、その内燃機関は、防振のための措置が講じられたものとする。
- 六 放電加工機にあっては、その工具電極は、確実に取り付け、異常な放電を防止すること。
- 七 内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、防振のための措置が講じられた床上又は台上に設けること。
- 八 蓄電池設備（開放形鉛蓄電池を用いたものに限る。）にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けること。
- 九 舞台装置等の電気設備にあっては、その電灯及び配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
- 十 急速充電設備にあっては、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(風道、燃料タンク等の構造)

第十四条 令第五条第一項第九号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。

- 一 燃料タンクを屋外に設ける場合にあっては、その通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しないものとする。
- 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。
- 三 ふろがまにあっては、かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくいものとする。
- 四 温風暖房機にあっては、加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しないものとする。
- 五 屋外に設ける蓄電池設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。
- 六 ネオン管灯設備の変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあっては、屋外用のものを選り、導線引き出し部が下向きとなるように設ける等、雨水の浸透を防止するために有効な措置が講じられたものとする。
- 七 急速充電設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

- 一 燃料タンク（液体燃料を使用するもの（ストーブを除く。）に係るものに限る。）を屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造られた床上に設けること。
- 二 電気を熱源とするものにあっては、その電線、接続器具について、短絡を生じない措置を講ず

ること。

三 厨房設備にあっては、天蓋（屋外へ直接排気を行う構造のものを除く。）及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理をすることとし、特に油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋には、特別な清掃を行う場合を除き、排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリス除去装置（グリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置をいう。以下同じ。）を設けること。この場合のグリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものについては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

イ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備及び燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち火を使用するものに限る。）のうち、出力十キロワット未満であって、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているもの

ロ 燃料電池発電設備、変電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ 蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの

ニ 急速充電設備のうち、消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの

ホ 急速充電設備のうち分離型のものについては、充電ポスト

五 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（建築設備を除く。）にあっては、水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

六 火花を生ずる設備にあっては、静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

七 舞台装置等の電気設備にあっては、その電灯は、可燃物を加熱するおそれのない位置に設けること。

八 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備にあっては、その残置灯設備の回路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等、自動遮断の措置を講ずること。

九 急速充電設備にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。

ニ 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ホ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ヘ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ト 急速充電設備を手動で緊急停止させることができること。

- チ 自動車等の衝突を防止すること。
- リ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このりにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- ヌ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- ル 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- 十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
  - イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
  - ロ 異常な高温とならないこと。
  - ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
  - ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

別表第一（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					離隔距離（c m）						
					入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考	
略					略	略	略	略	略	略	略
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	<u>14k</u> W以下	<u>100</u>	<u>15</u> 注	<u>15</u>	<u>15</u> 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	<u>21k</u> W以下	<u>100</u>	<u>15</u> 注	<u>15</u> 注			
	不燃	開放式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	<u>14k</u> W以下	<u>80</u>	<u>0</u>	—	<u>0</u>			

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
略				略	略	略	略	略

備考 略

○茅ヶ崎市火災予防条例

(燃料電池発電設備)

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに第64条第14号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号及び第4号、第18条第1項第1号、第2号、第6号、第10号及び第12号並びに第19条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項第4号及び第7号から第12号まで（第9号を除く。）並びに第2項並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用

する。

- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号及び第4号、第18条第1項第10号及び第12号並びに第19条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第19条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
- (2) 防振のための措置を講じた床又は台上に設けること。
- (3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。
- (4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第18号並びに第18条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第18号、第18条第1項第4号及び第7号から第12号まで並びに第2項並びにこの条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号、第18条第1項第9号、第10号及び第12号並びにこの条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

- (1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。
- (2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないよう有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。

（液体燃料を使用する器具）

第27条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。
  - ア 別表第1の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
  - イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適切な使用をしないこと。
  - (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
  - (9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
  - (10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。
  - (11) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
  - (12) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
  - (13) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
  - (14) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。
- 2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

○消防庁告示第七号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第三条第十七号及び第十六条第四号ハの規定に基づき、蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を次のように定める。

令和五年五月三十一日

消防庁長官 前田 一浩

蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する基準

第一 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）第三条第十七号及び第十六条第四号ハの規定に基づき、蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を定めるものとする。

第二 防火防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第三条第十七号の消防庁長官が定めるものは、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の防火防止措置が講じられたものであること。

一 J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C八七一五―二

二 J I S C六三一―五―二

第三 延焼防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第十六条第四号ハの消防庁長官が定めるものは、第二に定めるもので、かつ、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の延焼防止措置が講じられたものであること。

一 J I S C四四一―一

二 J I S C四四一―二

三 J I S C四四四―一

附 則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。

不燃以外 固体燃密	燃料と 炭素を 含むもの	炭素を 含むもの	炭素を 含むもの	
			炭素を 含むもの	炭素を 含むもの
—	—	—	—	—
100	80	30	—	50
50	30	—	—	50
100	—	—	—	50
50	30	—	—	50

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「新令」という。）第三条第十七号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、第二条の規定の施行の際現に設置されているもの及び同条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、新令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。



令第二十四条、令第二十六条（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定

四 第一項の畜舎等のうち、前三号に掲げるもの以外のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定

4 前項第二号から第四号までの畜舎等に対する令第二十七條第一項第一号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれがないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」とする。

5 第三項各号の畜舎等に対する第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五条の二第二項第一号八並びに第二十八条の二第二項第三号口、第二項第二号口及び第三項第三号口の規定の適用については、これらの規定中「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。

6 第三項第二号から第四号までの畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防

三から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定

三 前項の畜舎等のうち、前二号に掲げるもの以外のもの 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定

3 第一項の畜舎等に対する令第二十七條第一項第一号及び第二項並びに第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五条の二第二項第一号八並びに第二十八条の二第二項第三号口、第二項第二号口及び第三項第三号口の規定の適用については、令第二十七條第一項第一号及び第二項中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれがないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」と、第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五条の二第二項第一号八並びに第二十八条の二第二項第三号口、第二項第二号口及び第三項第三号口中「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。

4 第一項の畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適

消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分に係る令第二十七条の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分を二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（対象火気設備等の種類）</p> <p>第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。</p> <p>「一〇一十六 略」</p> <p>十七 蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。以下同じ。）</p> <p>「十八〇二十 略」</p> <p>（振動又は衝撃に対する構造）</p> <p>第十二条 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等（建築設備を除く。）は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造とななければならない。</p> <p>「一〇一七 略」</p>	<p>（対象火気設備等の種類）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇一十六 同上」</p> <p>十七 蓄電池設備（四千八百アンペアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）</p> <p>「十八〇二十 同上」</p> <p>（振動又は衝撃に対する構造）</p> <p>第十二条 「同上」</p> <p>「一〇一七 同上」</p>

○総務省令第四十八号

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第五條第一項及び第二項並びに第三十一條第二項第一号の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

(消防法施行規則の一部改正)

第一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第三十二條の三 令第三十一條第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。以下同じ。))及び次項各号に掲げる畜舎に付随する施設(畜舎の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該畜舎と一体的に利用する施設であつて、その管理について権原を有する者が当該畜舎の管理について権原を有する者(以下同じ)とする。))をいう。</p>	<p>第三十二條の三 令第三十一條第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。))、堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者(以下同じ)とする。))及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者(以下同じ)とする。))をいう。</p>
<p>〔一・二 略〕 2 畜舎に付随する施設とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。 一 搾乳施設 二 集乳施設 三 貯水施設及び水質浄化施設 四 保管庫(防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。) 五 堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設。次号及び第七号に掲げるものを除く。)</p>	<p>〔新設〕 〔一・二 同上〕</p>

六 排水処理施設  
発酵槽  
七 前各号(第四号を除く。)に掲げる施設に類する施設(延べ面積が三千平方メートル以下のものに限る。)

3 第一項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 第一項の畜舎等のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの。令第十条、令第十一條、令第十三條から令第十九條まで、令第二十一條から令第二十二條まで、令第二十六條(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定  
二 第一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分(畜産経営に関する執務又は作業(軽微なものに限る。))その他これらに類する目的のための使用に供する部分及び保管庫の用に供する部分をいう。次号において同じ。の床面積の合計が千平方メートル以上(無窓階にあつては、三百平方メートル以上)のもの(前号に掲げるものを除く。)

三 第一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(無窓階にあつては、二十人以上)のもの(前二号に掲げるものを除く。)

令第十条、令第十三條から令第十八條まで、令第二十一條の二、令第二十二條、

2 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。  
〔新設〕

一 前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(次号において「畜産経営の用に供する部分」という)の床面積の合計が千平方メートル以上(無窓階(令第十条第一項第五号に規定する無窓階をいう。以下同じ。))にあつては、三百平方メートル以上)のもの。令第十条、令第十三條から令第十八條まで、令第二十一條から令第二十二條まで、令第二十六條(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定

二 前項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあつては、二十人以上)のもの(前号に掲げるものを除く。)

## 入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和5年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	株式会社モリタテクノス
6	営業種目	自動車
7	開札日	令和5年6月15日(木)
8	件名	はしご付消防自動車(その3)
9	履行期間(契約期間)	市議会議決の日から令和6年3月15日(金)まで
10	予定価格(税抜)	—
	予定価格(税込)	—
11	落札金額(税抜)	¥197,640,000
	落札金額(税込)	¥217,404,000
12	最低制限価格(税抜)	—
	最低制限価格(税込)	—
13	調査基準価格(税抜)	—
	調査基準価格(税込)	—
14	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	株式会社モリタテクノス	197,640,000	—	—	—	落札

## 入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和5年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	亀井工業株式会社
6	営業種目	建築一式
7	開札日	令和5年6月30日
8	開札場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 5階 契約検査課
9	件名	総合体育館空調設備設置（建築）工事
10	履行箇所	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号
11	履行期間（契約期間）	市議会議決の日 から 令和7年3月14日 まで
12	予定価格（税抜）	¥322,480,000
	予定価格（税込）	¥354,728,000
13	落札金額（税抜）	¥298,000,000
	落札金額（税込）	¥327,800,000
14	調査基準価格（税抜）	¥296,681,600
	調査基準価格（税込）	¥326,349,760
15	失格基準価格（税抜）	¥265,648,627
	失格基準価格（税込）	¥292,213,489
16	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	亀井工業株式会社	298,000,000	—	—	—	落札
2	大栄建設工業株式会社	303,434,400	—	—	—	—
3	株式会社クワコー	303,449,700	—	—	—	—
4	大勝建設株式会社	—	—	—	—	辞退
5	浅岡建設株式会社	—	—	—	—	辞退

## 調査基準価格

予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格。

## 失格基準価格

契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格。

## 入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和5年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	勝栄・マルイ特定建設工事共同企業体
6	営業種目	管
7	開札日	令和5年6月2日
8	開札場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 5階 契約検査課
9	件名	総合体育館空調設備設置（機械設備）工事
10	履行箇所	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号
11	履行期間（契約期間）	市議会議決の日 から 令和7年3月14日 まで
12	予定価格（税抜）	¥301,420,000
	予定価格（税込）	¥331,562,000
13	落札金額（税抜）	¥285,900,000
	落札金額（税込）	¥314,490,000
14	調査基準価格（税抜）	¥277,306,400
	調査基準価格（税込）	¥305,037,040
15	失格基準価格（税抜）	¥250,433,848
	失格基準価格（税込）	¥275,477,232
16	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	勝栄・マルイ特定建設工事共同企業体	285,900,000	—	—	—	落札
2	(株)クドー工業・(株)第一設備商会特定建設工事共同企業体	294,560,000	—	—	—	—
3	ヤンテック・山本ポンプ工業特定建設工事共同企業体	—	—	—	—	不着

## 調査基準価格

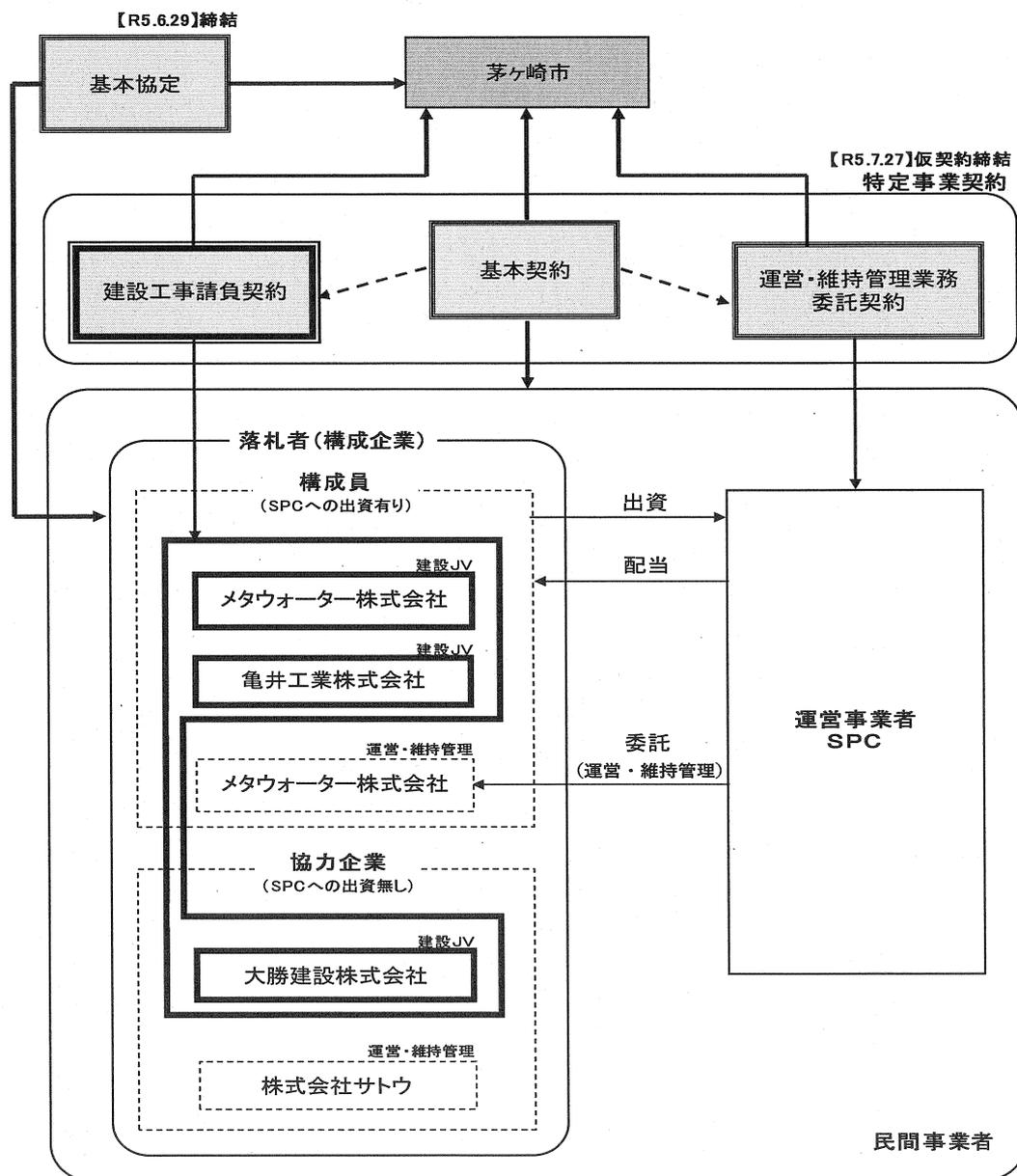
予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格。

## 失格基準価格

契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格。

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業の事業スキーム

- ・施設の設計から建設、運転・維持管理業務までを民間事業者に一括発注（DBO方式※）する。
- ・市と落札者（構成企業）は、特定事業契約の本契約成立前での双方の義務について必要な事項を定めた基本協定を締結【R5.6.29 締結】し、構成企業は運営事業者として特別目的会社（SPC）の設立等を行う。
- ・市は、施設の設計・建設を行う建設JVと「建設工事請負契約」（本議案）を締結し、施設運転・運営を行うSPCと「運営・維持管理業務委託契約」を締結する。
- ・「建設工事請負契約」と「運営・維持管理業務委託契約」を1つにまとめるための「上位契約」として、構成企業及びSPCと「基本契約」を締結し、建設JVとSPCの連携を強化する。
- ・各々の契約は、仮契約を締結【R5.7.27 締結】し、建設工事請負契約の議決をもって本契約とする。



※ Design Build Operateの略。設計、建設、維持管理・運営まで一括して民間企業が行う手法であり、PFI方式に準じた方式。行政の資金調達能力を活用し金利コストを低減でき、さらに民間事業者の経営能力及び技術能力を活用し、建設費・運営費等の縮減効果が期待できる。

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業者 落札者決定経緯

1 選定委員会の構成

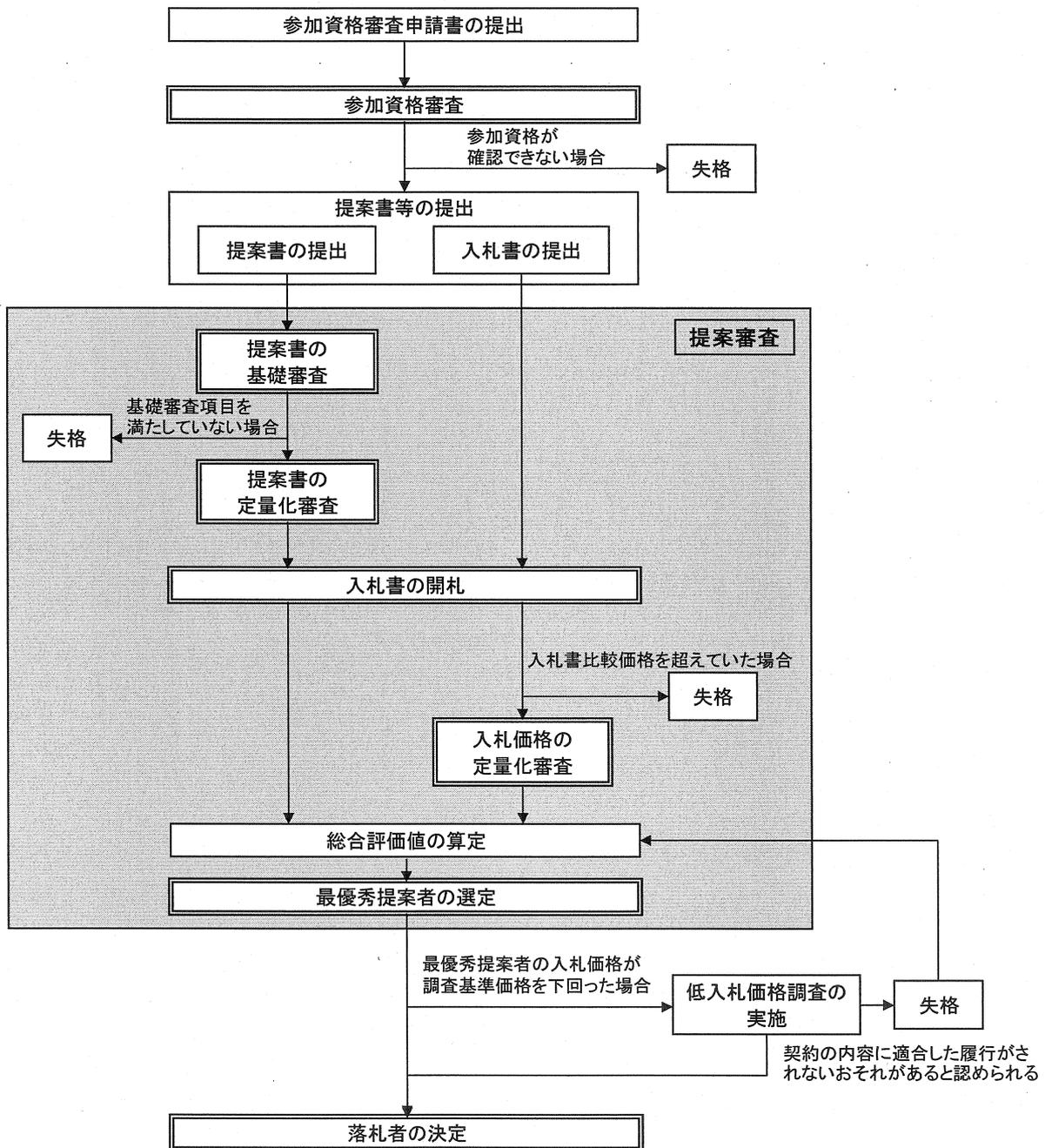
委員の構成

委員長	橋詰 博樹	多摩大学 グローバルスタディーズ学部 特任教授
委員	濱田 雅巳	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
委員	大森 望	横浜希望法律事務所 弁護士
委員	田邊 清秀	一級建築士
委員	戸倉 裕治	戸倉会計事務所 公認会計士

2 選定委員会の開催経過

月 日 等	内 容
令和3年11月26日(金)	第1回委員会 (事業概要に関する説明、実施方針に関する審議)
令和4年 1月18日(火)	第2回委員会 (事業者募集資料に関する審議)
令和4年 2月25日(金)	第3回委員会 (事業者募集資料に関する審議)
令和5年 4月25日(火)	第4回委員会 (提案書の基礎審査)
令和5年 5月30日(火)	第5回委員会 (事業者ヒアリング、提案書の定量化審査、入札価格の定量化審査、総合評価値の算定、最優秀提案者の選定、審査講評の審議)

### 3 落札者決定の手順



※委員会の事務は図中網掛け部分(開札は除く)

### 4 審査手順

#### (1) 参加資格審査

市は、参加表明書及び参加資格審査申請書の提出書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認した。

#### (2) 提案審査

##### ア 提案書の基礎審査

市は、提案書等に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしてい

ることを確認した。

イ 提案書の定量化審査

(ア) 審査項目及び配点

委員会は、審査項目及び配点を設定し、提案書に記載された内容について、審査を行った。配点は、提案書の定量化審査に関する得点を60点（全体100点）とした。

(イ) 事業提案に関する得点化方法

提案を求めている審査項目においては、表1に示す5段階評価により審査を行い、表2に示す得点算定式により得点化を行った。得点は、小数第3位を四捨五入した値とした。

なお、委員会は、最終的な評価を下す前に、提案書に関するヒアリングを実施し、提案内容の確認等を行った。

表1 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは認められない／要求水準を満たす程度	配点×0.00

表2 定量化審査に関する得点算定式

算定式【事業提案の得点算定式】	
$\left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{事業提案に関する得点} \end{array} \right) = \frac{\Sigma (\text{各審査項目の配点} \times \text{審査基準})}{\text{委員人数(5名)}}$	

ウ 入札価格の定量化審査

入札価格審査においては、入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認したのち、入札価格について、表3に示す得点算定式により得点化した。

なお、入札価格に関する得点は40点（全体100点）とした。

表3 入札価格の得点算定式

算定式【入札価格の得点算定式】	
$\left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \end{array} \right) = 40 \text{点} \times \left( \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$	

エ 総合評価値の算定

表4に示す算定式により、各入札参加者の総合評価値を算定した。

表4 総合評価値の算定式

算定式【総合評価値の算定式】	
$\left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{事業提案に関する得点} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \end{array} \right)$	

## 5 審査結果

1 グループから提出された提案書等を審査した。グループの構成及び審査結果は以下のとおりである。

### (1) グループの構成

受付グループ名	うみグループ
企業グループ名	メタウォーターグループ
代表企業	メタウォーター株式会社 横浜営業所
構成員	亀井工業株式会社
協力企業	大勝建設株式会社 株式会社サトウ

### (2) 事業提案に関する得点

事業提案に関する得点は、落札者決定基準に基づき、提案内容について厳正に審査し、得点化を行った。審査結果は表5のとおりである。

表5 事業提案に関する得点結果

審査事項	審査項目			配点	うみグループ得点
	大項目	No.	小項目		
1 事業計画に関する事項				12点	7.50点
	(1) 事業実施計画	1	事業実施計画	3点	1.95点
	(2) 事業収支計画	2	事業収支計画	3点	1.80点
	(3) リスク管理計画	3	リスク管理計画	3点	1.80点
	(4) 地域貢献	4	地域貢献	3点	1.95点
2 設計・建設及び運営・維持管理業務に関する事項				46点	27.65点
	(1) 施工計画	5	全体工事計画	4点	2.20点
	(2) 配置動線計画	6	屋外配置動線	4点	2.40点
		7	屋内配置動線	3点	1.80点
	(3) 施設性能	8	処理システム	4点	2.40点
		9	安定稼働対策	4点	2.60点
		10	資源物等回収	2点	1.30点
	(4) 安全対策	11	事故等対応	4点	2.60点
		12	安全性確保	3点	1.95点
	(5) 環境・周辺配慮	13	環境保全	3点	1.65点
		14	デザイン及び景観	2点	1.10点
	(6) 運営管理	15	搬入受付	3点	1.65点
		16	運転管理・人員体制	3点	1.65点
		17	見学者対応	3点	1.95点
	(7) 維持管理	18	点検・検査・補修・更新	4点	2.40点
3 本件事業全体に関する事項				2点	1.00点
	(1) 自由提案	19	自由提案	2点	1.00点
合計得点				60点	36.15点

(3) 入札価格に関する得点

事業提案に関する得点化終了後、入札価格の得点算定式に基づき入札価格の得点化を行った。審査結果は、表6のとおりである。

表6 入札価格に関する得点結果

グループ名	入札書比較価格 (税抜き)	入札価格 (税抜き)	落札率	得点 (40点満点)
うみグループ	10,421,000,000円	10,105,000,000円	97.0%	40.00点

(4) 総合評価

「事業提案に関する得点」、「入札価格に関する得点」を加算して、表7のとおり総合評価値を算出した。

表7 総合評価値の算出結果

グループ名	事業提案に 関する得点 (60点満点)	入札価格に 関する得点 (40点満点)	総合評価値 (100点満点)
うみグループ	36.15点	40.00点	76.15点

委員会は、上記の結果に基づき「うみグループ(企業グループ名:メタウォーターグループ、代表企業:メタウォーター株式会社 横浜営業所)」を最優秀提案者として選定した。

## 入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和5年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	浅岡建設株式会社
6	営業種目	解体
7	開札日	令和5年6月2日
8	開札場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 5階 契約検査課
9	件名	市営高田住宅簡易2階建解体工事
10	履行箇所	茅ヶ崎市高田二丁目95の一部
11	履行期間（契約期間）	市議会議決の日 から 令和6年3月15日 まで
12	予定価格（税抜）	¥183,700,000
	予定価格（税込）	¥202,070,000
13	落札金額（税抜）	¥160,311,503
	落札金額（税込）	¥176,342,653
14	調査基準価格（税抜）	¥169,004,000
	調査基準価格（税込）	¥185,904,400
15	失格基準価格（税抜）	¥159,628,000
	失格基準価格（税込）	¥175,590,800
16	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	浅岡建設株式会社	160,311,503	—	—	—	落札
2	株式会社コウケン	161,409,085	—	—	—	—
3	大勝建設株式会社	169,188,000	—	—	—	—
4	株式会社五常建設	179,000,000	—	—	—	—
5	株式会社クワコー	199,630,800	—	—	—	—
6	有限会社上原工務店	—	—	—	—	辞退
7	株式会社永沢興業	157,720,000	—	—	—	失格
8	亀井工業株式会社	158,580,000	—	—	—	失格

## 調査基準価格

予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格。

## 失格基準価格

契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格。

## 令和4年度決算に基づく茅ヶ崎市の健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立・公布されました。

地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標(健全化判断比率)と公営企業の経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することが義務付けられたため、本市も平成19年度から健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさまに対して公表を行っております。

平成21年4月から法律全体が施行されたため、地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」・「早期健全化段階」・「財政再生段階」の3つの段階に区分され、4つの健全化判断比率のうち、ひとつでも基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図らなければなりません。

### 1 健全化判断比率について

令和4年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	本市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (黒字)	11.34%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— (黒字)	16.34%	30.00%
③ 実質公債費比率	2.8%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	24.7%	350.0%	

#### ① 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計を合算し、会計間の重複を調整したもの)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の令和4年度決算の実質収支は黒字であったため、前年度同様、実質赤字比率は発生していません。

#### ② 連結実質赤字比率

病院事業会計等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある会計が存在することになるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の令和4年度決算の実質赤字(収支)額及び資金不足(剰余)額を合算した結果は黒字であったため、前年度同様、連結実質赤字比率は発生していません。

#### ③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%以上で起債が許可制となり、25%以上で一部の起債が制限されます。

令和4年度の本市の実質公債費比率(3カ年平均)は、2.8%で、前年度の1.9%から0.9ポイント悪化しましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。悪化した主な要因は、一般会計に係る公債費の増によるものです。

#### ④ 将来負担比率

地方債残高や職員の退職手当に係る負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要が生じることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高くなります。

令和4年度の本市の将来負担比率は24.7%で、前年度の33.8%から9.1ポイント改善しており、早期健全化基準である350%を大幅に下回っています。改善の主な要因は、将来負担額に係る地方債残高の減などによるものです。

##### 早期健全化基準とは…

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

##### 財政再生基準とは…

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

## 2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和4年度決算においては、下表のとおり資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

会計名	①事業の規模	②資金不足額	資金不足比率(%) ②/①
公共下水道事業会計	4,248,445千円	— (資金不足なし)	—
病院事業会計	10,965,584千円	— (資金不足なし)	—

5 茅監第 2 6 号  
令和 5 年 8 月 2 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 成田 博隆  
同 伊藤 素明

令和 4 年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

（事務担当 監査事務局監査担当）

## 1 審査の対象

令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 2 審査の期間

令和5年7月21日から令和5年8月20日まで

## 3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された令和4年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

健全化判断比率	4年度 (%)	3年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
実質赤字比率	—	—	11.34	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.34	連結実質赤字なし
実質公債費比率	2.8	1.9	25.0	
将来負担比率	24.7	33.8	350.0	

## (2) 個別意見

### ア 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス15.98%で、早期健全化基準の11.34%を下回っています。

### イ 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス33.52%で、早期健全化基準の16.34%を下回っています。

### ウ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は2.8%で、前年度の1.9%と比較すると、0.9ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

### エ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は24.7%で、前年度の33.8%と比較すると、9.1ポイント下降し、改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

5 茅監第 27 号  
令和 5 年 8 月 21 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 成田 博隆  
同 伊藤 素明

令和 4 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

（事務担当 監査事務局監査担当）

## 1 審査の対象

令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

## 2 審査の期間

令和5年7月21日から令和5年8月20日まで

## 3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計並びに病院事業会計の令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

区 分	資 金 不 足 比 率			備 考
	4 年 度 (%)	3 年 度 (%)	経営健全化基準 (%)	
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0	資金不足なし

## (2) 個別意見

令和4年度茅ヶ崎市資金不足比率については、公共下水道事業会計、病院事業会計ともに、経営健全化基準の20.0%を下回っており良好な状態にあると認めます。

公共下水道事業会計については、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全性の水準とされる100%を継続して上回っているものの、前年度と比べると6.5ポイント下降しています。電気料金の高騰が経営に大きな影響を与えている状況に鑑み、今後の社会情勢の動向を注視しながら、適切な経営に努めてください。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

## 「報告第22号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年5月29日 午前8時30分頃  
 事故発生場所 行谷630番地  
 事故当事者 相手方 市内在住の男性  
 当 方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和5年 5月29日 事故発生  
 令和5年 5月29日 景観みどり課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。  
 令和5年 5月29日 事故発生を全国市長会（代理店 損害保険ジャパン株式会社）に報告。  
 令和5年 6月30日 専決処分をする。

## 示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		38,764円
(算出内訳)		(修繕費) 38,764円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	38,764円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $38,764円 \times 100\%$ $= 38,764円$	

## 「報告第23号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年4月20日 午前10時48分頃  
 事故発生場所 香川一丁目10番5号  
 事故当事者 相手方 市外所在の法人  
                   当方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和5年 4月20日 事故発生  
 令和5年 4月20日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。  
 令和5年 4月20日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。  
 令和5年 6月30日 専決処分をする。

## 損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		189,200円
(算出内訳)		(修理費) 189,200円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	189,200円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 189,200円×100% =189,200円	

## 「報告第24号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年3月23日 午前4時30分頃  
 事故発生場所 萩園2028番55地先  
 事故当事者 相手方 市内在住の女性  
 当 方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和5年 3月23日 相手方より事故発生の連絡を受ける。  
 令和5年 3月23日 事故発生について損害保険ジャパン株式会社に電話にて連絡する。  
 令和5年 3月30日 損害保険ジャパン株式会社に「道路賠償責任保険」の事故報告を提出する。  
 令和5年 7月 5日 専決処分をする。

## 損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		22,625円
(算出内訳)		(修理費) 22,625円
過失割合	60%	40%
賠償額	13,575円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $22,625円 \times 60\%$ $= 13,575円$	

## 「報告第25号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年5月15日 午後2時24分頃  
 事故発生場所 矢畑1426番地4  
 事故当事者 相手方 市内所在のマンション管理組合  
                   当 方 茅ヶ崎市

## 経 過

令和5年 5月15日 事故発生  
 令和5年 5月15日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。  
 令和5年 5月15日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。  
 令和5年 7月26日 専決処分をする。

## 損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		267,300円
(算出内訳)		(修理費) 267,300円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	267,300円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 267,300円×100% = 267,300円	